

2020年6月23日

専任教員の公募について

国立大学法人お茶の水女子大学長

室伏 きみ子

(公印省略)

このたび、お茶の水女子大学附属高等学校において、下記の要領により専任教員を公募します。ご希望の方は書類を調べて期限内にご提出下さい。

記

1. 職名及び人員 教諭 1名
2. 所 属 お茶の水女子大学附属高等学校
3. 勤務場所 お茶の水女子大学
住 所：東京都文京区大塚2丁目1番1号
最寄り駅：東京メトロ丸ノ内線茗荷谷駅又は有楽町線護国寺駅から徒歩7分
4. 教 科 英語科
5. 専門分野 英語
6. 職務内容 英語科の授業全般及び学校設定教科「課題研究」・「総合的な探究の時間」の担当、校務分担、大学と附属校園の連携に関わる研究・教育への協力 等
7. 応募資格 (1) 高等学校英語の有効な教員免許状を有する方又は取得見込みの方
(2) Oral Method を用いた授業ができる方
(3) 高等学校英語科の教員として3年以上の専任経験がある方が望ましい
8. 採用予定日 2021年4月1日以降手続き完了日
試用期間：採用日から1年間(職務内容、労働条件は同じ)
9. 就業時間 8時00分～16時30分(休憩時間45分含む)を基本とし、1年間の変形労働制を適用する。
10. 休日・休暇 国立大学法人お茶の水女子大学職員勤務時間、休暇等に関する規程による。
休日：土曜日、日曜日、国民の祝日、その他(12月29日～1月3日)を基本として、別途勤務日及び勤務時間表による。
休暇：年次有給休暇、病気休暇、特別休暇
11. 給 与 国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程に基づき支給する。
税金及び福利厚生費(雇用保険料、共済組合掛金)の自己負担分を控除する。
12. 諸 手 当 国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程に基づき支給する。
地域手当、通勤手当、住居手当、扶養手当、超過勤務手当、特殊勤務手当及び期末・勤勉手当
*ただし、通勤距離が2km未満の場合は通勤手当を支給しない。また採用日が月の中途の場合は通勤手当、住居手当及び扶養手当は翌月から支給する。

13. 退職手当 国立大学法人お茶の水女子大学職員退職手当規程に基づき支給
14. 加入保険 労災保険、雇用保険、文部科学省共済組合に加入する。
15. 雇用主 国立大学法人お茶の水女子大学長
16. 受動喫煙を防止するための措置に関する事項
キャンパス内全面禁煙
17. 提出書類 (1) 履歴書
(写真貼付、捺印、PCからのメールを受信可能なメールアドレス記載)
(2) 教員免許状の写し (教員免許の更新講習修了者は修了確認証明書の写し)
(3) 以下のテーマについて、それぞれ A4判1枚程度にまとめたもの
お茶の水女子大学の附属校である本校を志望する動機及び着任後に取り
組みたい教育実践・研究
これまでの担当授業(年度・学年・科目・単位数)及び校務分掌一覧
(1枚に収まりきらない場合は、今年度を含む過去5~10年程度につい
てのみ記載)
Oral Methodによる授業実践
これまでの教育実践・研究の概要
(4) 授業実践や教科研究等の業績がある場合は、現物、別刷り又は写しを計
3編まで。ただし、それらが無い場合には、卒業研究や修士論文などの概要
で代替することができる。
(5) 返信用葉書(書類受理通知用、宛先明記のこと)
(6) 応募書類返送用封筒(【備考】1参照)
18. 選考方法 附属学校部に設置する附属学校教員選考委員会(委員長 附属学校部長)が選考
を行う。
(1) 第1次選考 書類による選考(必要に応じて面接を行う場合があります)
*選考結果は、9月12日(土)頃までに本人宛に通知いたします。
(2) 第2次選考 第1次選考合格者に対してのみ、9月27日(日)に面接及び模
擬授業による選考を行います。
*実施の詳細は、第1次選考合格者に、第1次選考結果と併せて通知しま
す。なお、面接等に係る旅費、宿泊費等は応募者の負担とします。
19. 提出期限 2020年8月25日(火)消印有効
20. 提出先 〒112-8610 東京都文京区大塚2丁目1番1号
国立大学法人 お茶の水女子大学長 室伏 きみ子 宛
21. 問合せ先 お茶の水女子大学附属高等学校 副校長 溝口 恵
TEL 03-5978-5857 FAX 03-5978-5858
E-mail:mizoguchi.megumi@ocha.ac.jp

【備考】1. 応募書類は、封筒表面に「附属高等学校 英語科教員 応募書類在中」と朱記し、書留
又は簡易書留で郵送のこと。応募書類は返却するので、必ず、返送用封筒(切手貼付、

返送宛先明記)を同封してください。

2. 地方公共団体(公立校)及び私立校の小・中・高等学校を退職し、引き続き本学に採用されることとなった場合、本学での退職手当における在職期間算定には、地方公共団体(公立校)及び私立校での在職期間は通算できません。(その他、公的機関を退職し、引き続き本学に採用されることとなった場合の退職金に関する取扱いは、国立大学法人お茶の水女子大学職員退職手当規程に定めるところによる。)
3. 本学は、次世代育成支援対策推進法(第13条)に基づく基準適合一般事業主(子育てサポート企業)として、厚生労働大臣の認定を受けています。「くるみんマーク」は、認定の証です。

